

発行／三原市人権推進課  
 編集／三原市大和人権文化センター  
 所在地／三原市大和町下徳良107番地1  
 電話／0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

## 登録型本人通知制度へ登録をしましょう。

### 住民票・戸籍等の不正取得事件

制度開始日 平成28（2016）年8月1日

平成29（2017）年12月、長崎市内の探偵業者が、平成29（2017）年1月から2月の期間に委任状を偽造し、佐伯市の住民の住民票と戸籍謄本の写しを佐伯市役所で不正入手し逮捕されました。本人が「本人通知制度」に登録していたため、身に覚えのない住民票・戸籍謄本などの取得通知が市役所から届いたため発覚したものです。

### いまだになくならない「身元調査」 その目的は何？

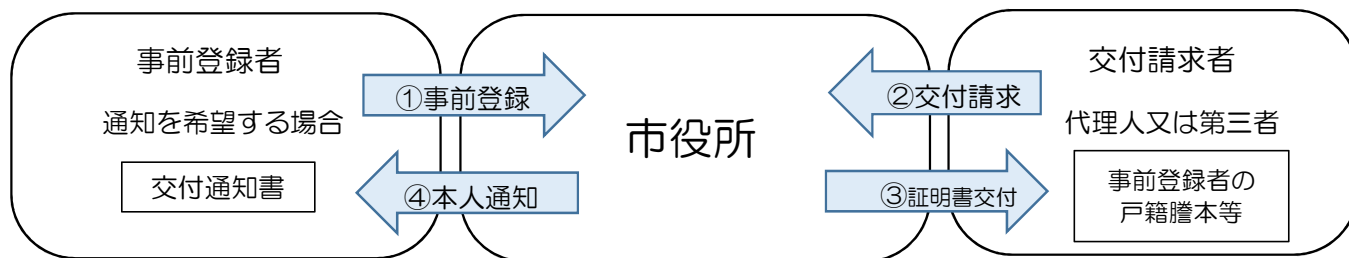
身元調査は、個人の素性や身上について、本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人が知らないところで素性や身上を調べることは不当な差別や重大な人権侵害につながります。

身元調査がなくならないのは、悪質な業者がいることもありますが、身元調査を依頼する人がいるからではないでしょうか。

三原市では、8士業（司法書士・行政書士・弁護士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士）からの職権による請求について、資格・当該事件の種類・代理手続き・利用目的等を確認するとともに、申請者本人の確認を厳格に行ったうえで交付するなど、不正取得の防止に努めています。

この制度は、住民票等の不正請求や不正取得の抑止と個人の権利が侵害されることの防止を目的として、事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の第三者等に交付した場合に、その交付した事実を登録者に郵送でお知らせする制度です。

#### 制度の流れ



登録受付窓口 市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課  
 問い合わせ先 三原市役所

市民課 0848 (67) 6046  
 人権推進課 0848 (67) 6044



#### 大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 2月18日(金) 9:00~12:00  
 場所 大和人権文化センター 会議室  
 相談内容 暮らしの相談・行政相談  
 相談員2名で対応します。次回は、3月18日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
 大和人権文化センター(0847-33-1308)

#### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く  
10:00~16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

# 広島県人権啓発推進プラン(第5次)

## ～それぞれの人権課題に対する取り組み 感染症患者等～

### 【 これまでの経緯・概要 】

世界保健機構(WHO)では、昭和63(1988)年に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズのまん延防止、患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るための啓発活動の実施を提唱し、我が国では、平成10(2011)年に「感染症法」を制定し、この前文で感染症の患者等の人権を尊重することがうたわれています。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)については、平成30(2018)年改定「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、正しい知識の普及啓発や、感染者等に対する人権を尊重した医療の提供等の観点から新たな取組の方向性が示されています。

ハンセン病については、令和元(2019)年に元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正されています。

### 【 現状・課題 】

HIVは感染を予防することが可能であり、感染した場合も治療法が進歩しています。しかし、エイズ及びHIVに対する正しい情報が社会に十分浸透せず、感染経路に対する誤解や長期療養に対する正しい認識がなされず偏見や差別が十分に解消されていません。

ハンセン病は、治ゆ方法が確立し、治ゆする病気であるにもかかわらず、誤った認識のために患者・元患者やその家族に対する偏見と差別がいまだに残っています。

新型コロナウイルス感染症は、不安や恐怖等を起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化しています。

### 【 具体的な取組 】

このような事例を踏まえ、特定の感染症にかかわらず一人ひとりが感染症について、思いやりと良識ある行動が行われるよう、正しい知識の普及と理解促進について啓発を行います。

★広島県人権啓発推進プラン(第5次) 令和3(2021)年3月策定を参考

## 公文書における性別記載欄の見直しについて ～三原市～

本市では、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現のために、申請書等の性別記載欄及び証明書等の性別表示について、令和4(2022)年1月から見直しを行っています。

### 基本的な考え方

次の場合を除き、申請書等の性別記載欄及び証明書等への性別表示は設けないこととします。

1. 法令で定められて様式、国・県等の指定様式を使用する場合
2. 業務遂行上性別が重要な情報として必要な場合
3. 性別を証明する必要がある場合



人権推進課  
2次元コード

ただし、性別記載欄を設ける場合であっても、男女のみの選択とならないよう配慮します。

証明書等への性別表示を設ける場合は、目立たない位置や裏面に移動するなど、可能な限り表示位置を変更します。

お問い合わせ先 人権推進課 TEL:0848-67-6044 FAX:0848-64-4103

## ★きょうは何の日? ～2月 人権カレンダー～

### ※2月22日 世界友情の日・国際友愛の日

ボーイスカウト・ガールスカウトの創始者ベーデン・パウエル夫婦の誕生日にちなんで、「世界友情の日・国際友愛の日」と定められました。国際友愛の目的は、国境を越えて世界の人々とも手をつないで明るい社会を作る日という意味合いがあります。すべての人の尊厳、安全、幸せが守られなければなりません。なぜさまざまな人がいるのか、なぜそれぞれ違うことが貴重で大切であるのかを理解することが、すべての人が調和して生きることにつながります。